

資料

No. 1 - 2

給付について

①給付要件

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

① 給付要件についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 世帯の主たる生計者要件を設けることについて
- 年収要件（個人年収、世帯年収）を設けること及びその水準について
- 金融資産要件を設けること及びその水準について
- 土地・建物の所有の要件を設けることについて
- 出席率の要件を設けること及びその水準について

【これまでの主な議論】

- ・ 世帯の主たる生計者要件を設けると、論理的には世帯に対する給付となるのではないか。
- ・ 恒久的な制度を創設するに当たっては、世帯の主たる生計者要件は外してもよいのではないか。
- ・ 未就職卒業者については主たる生計者要件を外して世帯年収要件のみ残しているが、主たる生計者要件のあり方については、世帯年収要件との関係で、十分に議論が必要。
- ・ 年収要件を設けた場合、収入の調整を行うことにより、労働のインセンティブを阻害するおそれがあるのではないか。
- ・ 年収要件については、世帯年収だけしぼっておけばいいのではないか。
- ・ 資産の確認については、ある程度厳密に行う必要があるのではないか。
- ・ 資産要件800万円は高い数字ではないか。
- ・ 土地・建物の要件については、価値がそれほどない山林を持っている場合や、親が農業をやっていたために土地を持っている場合などもあり、検討が必要。
- ・ 出席の管理の方法について考える必要がある。
- ・ 出席率については、出産、介護、病気等で訓練の受講を一時的にストップしなければいけない者への配慮も必要ではないか。

雇用保険と緊急人材育成支援事業、生活保護の比較について

	雇用保険	緊急人材育成支援事業	生活保護
給付の目的	労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に、労働力の維持・保全の観点から、求職活動中の生活の安定を支援する手当を支給することにより、その再就職を促進する。	雇用保険を受給できない者等が、安心して訓練を受講することができるよう、訓練期間中の生活を支援する手当を給付することにより、その就職を促進する。	資産・能力等あらゆるものを活用した上でもなお生活に困窮する方に対し、年齢、所在地、世帯構成等を考慮した上で必要な給付を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、その自立を助長する。
対象者	<u>適用要件</u> 週所定労働時間 20 時間以上、31 日以上の雇用見込み <u>受給資格要件</u> 離職の日以前 2 年間に被保険者であった期間が 12 月以上あること（倒産・解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前 1 年間に被保険者であった期間 6 月以上あること）	<u>対象者</u> 雇用保険を受給できない者 （雇用保険の受給資格がない者、雇用保険の受給終了者、自営廃業者等） <u>所得要件</u> ・主たる生計者であること ・本人年収 200 万円以下かつ世帯全体でも 300 万円以下 <u>資産要件</u> ・世帯全員の金融資産が 800 万円以下 ・居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと	資産、能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する方
財源	雇用保険料（失業等給付分） ※一部国庫負担あり	「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）	一般会計（国が 4 分の 3、地方自治体が 4 分の 1 を負担）

雇用保険の対象者

適用要件

雇用保険の適用事業に雇用される労働者

ただし、

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満の者
- ・ 31日以上雇用見込みがない者
- ・ 65歳以上の者

等は、適用にならない。

給付要件

被保険者が失業し、

- ・ 離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上あること、
(倒産、解雇等による場合等は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あること)

の要件を満たした場合、公共職業安定所で失業状態にあることの認定を受けた日に、手当が支給される。

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



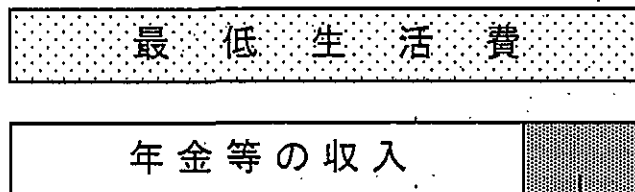
◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

支給される保護費

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

緊急人材育成支援事業における対象者

基金訓練

訓練開始予定の日において、次のいずれにも該当する者

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適当と判断され、キャリア・コンサルティングを経て安定所長による受講勧奨を受けた者
- ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者
- ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者
- ⑤ 従前に受講した基金訓練又は公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする基金訓練の期間が合計して24ヶ月を超えない者

※ 基金訓練は、制度の趣旨上、雇用保険を受給できない求職者に対して職業訓練機会を提供するために実施するものであるため、雇用保険受給資格者については、原則として対象としない。ただし、例外として、職業能力、求職条件等にかんがみて、公共職業訓練には受講可能なコースがない場合であって、公共職業訓練よりも基金訓練の受講が適切と判断される場合には、基金訓練の対象者として差し支えないものとしている。

訓練・生活支援給付

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者(※1)
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

※1 8割以上の出席が必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

②給付額

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

② 給付額についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 給付額の水準について
- 給付額に地域差を付けることについて
- 雇用保険の基本手当の額との関係について
- 給付の種類について
- 融資制度の必要性について

【これまでの主な議論】

- ・ 給付額については、地域差を付けるか否かということや、雇用保険の失業給付の金額との関係をどのように考えるかということもポイント。
- ・ 給付額については、生計費を給付金に依存することがないように、地域差を付けてもいいのではないか。
- ・ 現行制度を見直すに当たってどこに立脚点を置くか考えたうえで、地域差を設けるかどうか、生計費概念を入れるかどうかについて、検討する必要がある。
- ・ 給付額については、地域差のある最低賃金を根拠とするか否かを含め、議論を深める必要がある。
- ・ 地域差を付けるか否かを検討するに当たっては、制度の運用コストも考慮する必要がある。
- ・ 給付額の水準は、世帯に対する給付とするか、世帯年収要件をかけるかということとも関係する問題である。
- ・ 基本手当日額の最低額で1か月間雇用保険を受給するよりも10万円を受給した方が魅力的であるということがある。雇用保険の基本給付の額が低い者については、差額を求職者支援制度における給付で補填するなど雇用保険の給付額が低い者との関係を整理する必要がある。
- ・ 給付については、生活給付だけでなく、訓練実施機関への交通費を支給する通所手当や訓練が始まるまでの間に手当を支給する待期手当など、給付の種類についても考える必要があるのではないか。
- ・ 求職者支援制度は拠出制の雇用保険制度とは異なるので、雇用保険と同様の待期手当までつける必要はないのではないか。
- ・ 融資制度を組み込むことについても議論を行う必要がある。

訓練・生活支援給付について

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

給付

訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付
(月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)

※ 給付を受けるには訓練の出席日数が8割以上。

貸付

訓練を受講する主たる生計者に対して、希望者には貸付けを給付に上乗せ
(月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

※ 貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上。貸付対象者が、貸付けに係る訓練が終了した月の6か月後の月の月末までに雇用保険一般被保険者資格を取得した場合は、貸付額の50%に相当する額の返済免除を行う。

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者には、1日当たり基本手当日額に受講手当を加えた額が支給される。

※ 受講手当は訓練受講日のみ支給。これに加え、別途通所手当等が支給される。

例：最低賃金でフルタイム働いていた雇用保険受給者が公共職業訓練を受講した際に受ける1ヶ月分の給付額

○ 最低賃金で週5日、1日8時間働いた者の賃金日額は4171円

※ $730\text{円}(\text{最低賃金の加重平均}) \times 8\text{時間} \times 5\text{日}(\text{労働日数}) \div 7\text{日}(1\text{週間}) = 4171\text{円}$

○ 上記の者が失業した場合の基本手当日額は3337円

※ $\text{賃金日額}(4171\text{円}) \times \text{給付率}(\text{約}0.8) = 3337\text{円}$

○ 上記の者が公共職業訓練を受講した際に受ける給付総額は111110円

※ $\text{基本手当日額}(3337\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 111110\text{円}$

※ この他、通所手当等が支給される。

生活保護制度

制度趣旨

生活保護制度は、国が資産・能力等すべてを活用してもなお生活が困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施する制度であり、憲法25条に規定する最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

最低生活保障水準の具体的事例

I. 単身世帯【33歳】

(月額：単位：円)

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	84,990	65,870
住宅扶助(注1)	53,700	26,200
合計	138,690	92,070

II. 2人世帯【夫33歳、妻29歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	130,280	100,960
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	200,080	135,060

III. 3人世帯【夫33歳、妻29歳、4歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	162,170	125,680
児童養育加算	13,000	13,000
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	244,970	172,780

注1 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、3級地－2：八代市とした場合の上限額の例である。

(住宅扶助の実績額は、1級地－1：約40,170円、3級地－2：約18,220円(平成20年被保護者全国一斉調査))

注2 上記額に加えて、医療扶助等として、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

最低賃金制度

制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

最低賃金の水準は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

平成22年度の最低賃金の平均水準

加重平均時間額: 730円

参考: 最低賃金(加重平均時間額)でフルタイム働いた者が得る1ヶ月分の手取額
108985円

$[730円 \times 173.8時間(40時間/週 \times 52.14週/年 \div 12ヶ月)労働 \times 0.859(税・社会保険料を控除)] \div 108985円$

※税・社会保険料の控除割合として、中央最低賃金審議会平成21年度の第3回目安に関する小委員会提出資料の数字を使用し、便宜上計算したもの。

③給付期間

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

③ 給付期間についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 就職を促進するとの観点から、給付期間に限定を付すること及びその仕組みについて

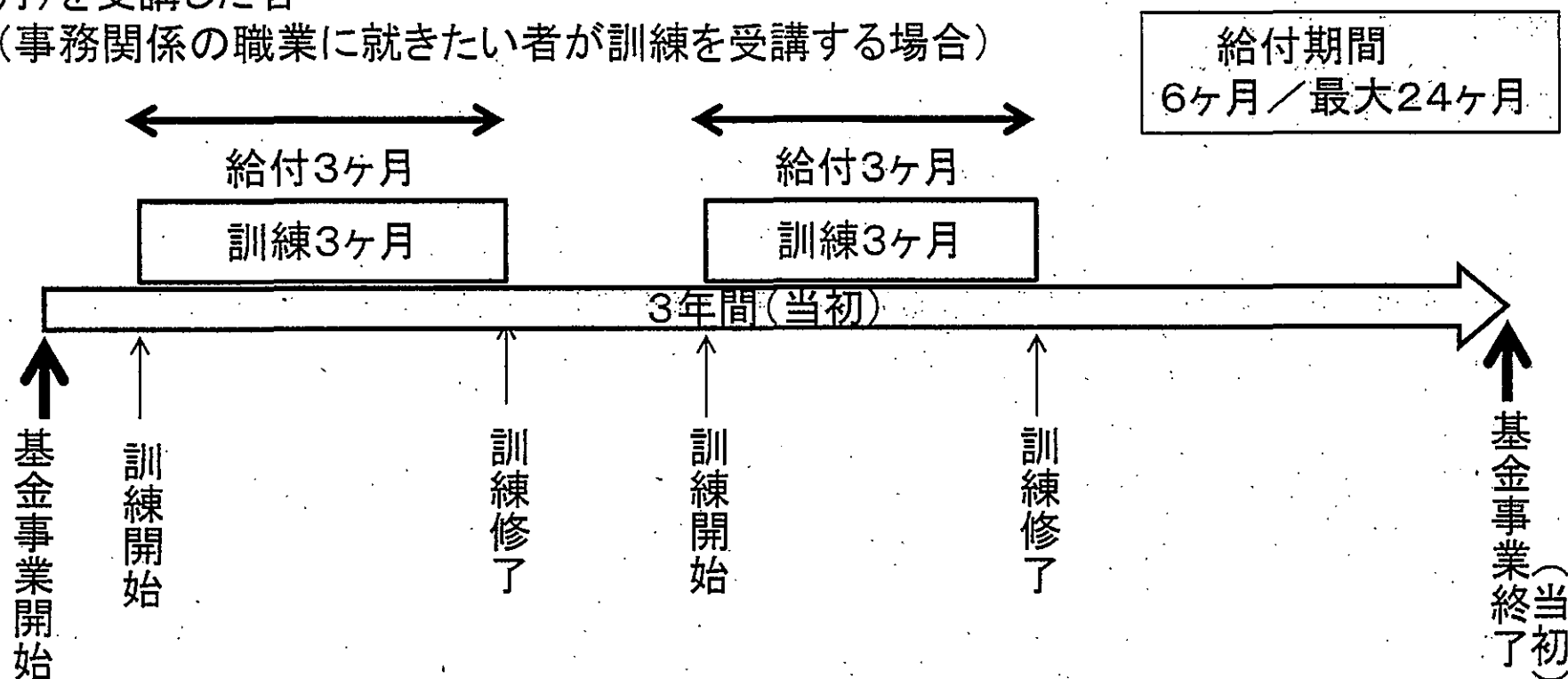
【これまでの主な議論】

- ・ 給付を就職までの一時的なものと位置付けるか否かも一つのポイントである。
- ・ 訓練期間中に給付を行う仕組みであるため、訓練にどのくらいの期間が必要かということも考える必要がある。
- ・ 給付期間については、早期の就職を目的とする制度である以上、いたずらに長くすることは適当でないので、原則1年分までとしつつ、1年を超える訓練を受講する場合は例外とすることも含めて、検討していくべきである。

訓練・生活支援給付における給付期間のイメージ

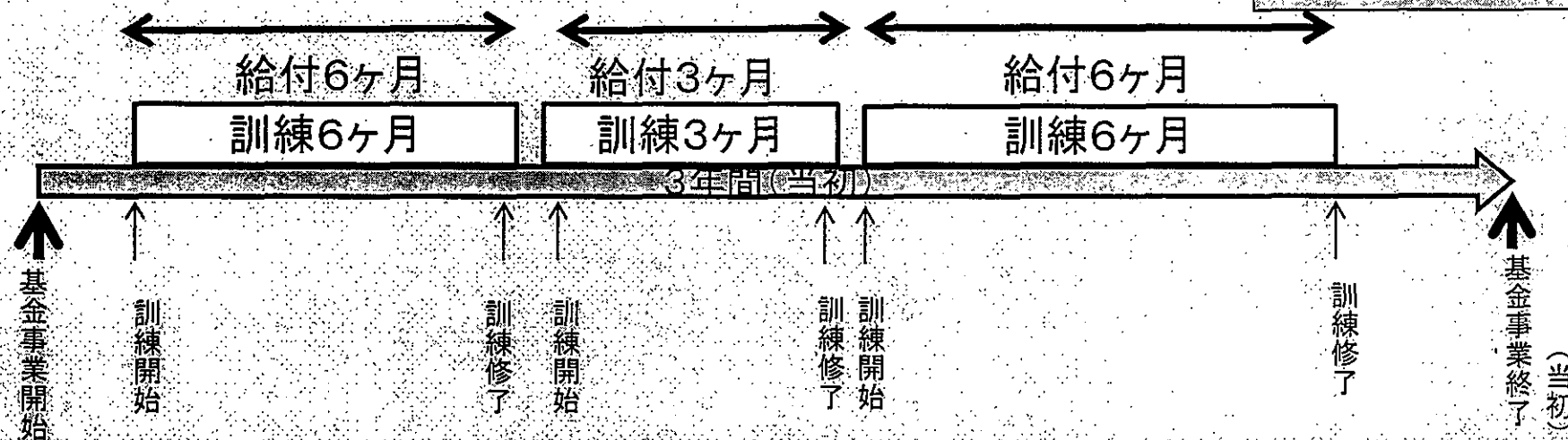
制度創設当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練・生活支援給付は、訓練を受講している期間のうち、最大2年分まで給付を支給することとされている。(2年としているのは訓練・生活支援給付が支給される訓練のうち、1つの訓練期間の最大が2年であることから設定。)

(例1) 職業横断的スキル習得コース(3ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT応用: 3ヵ月)を受講した者
(事務関係の職業に就きたい者が訓練を受講する場合)



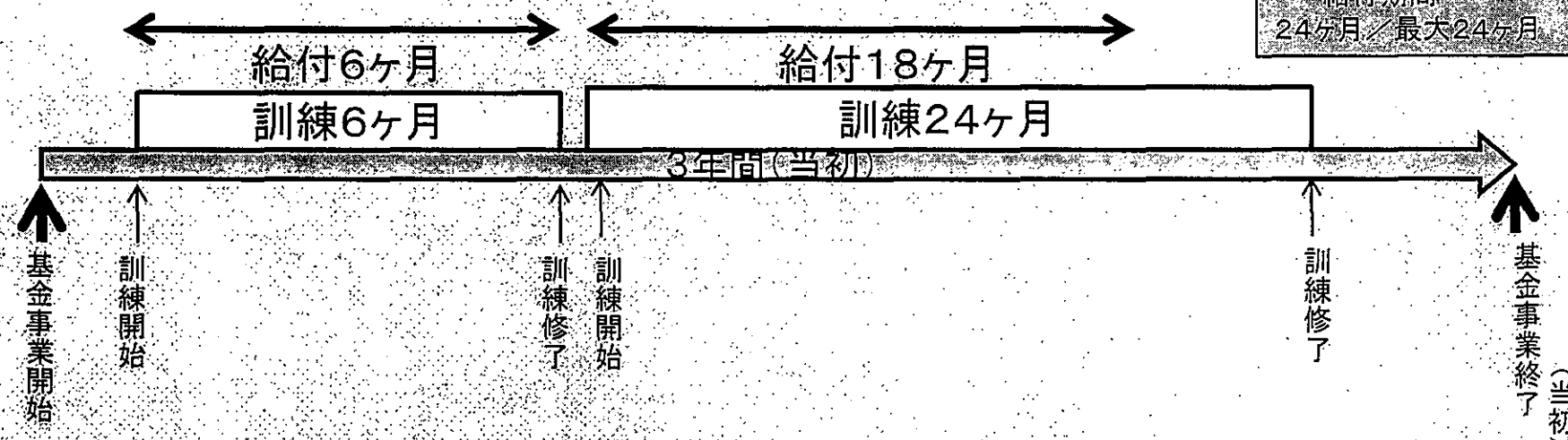
(例2)基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT3ヵ月)を受講し、更に公共職業訓練(高度情報処理科:6ヶ月)を受講した場合
(SEやシステム管理者になりたい者が訓練を受講する場合)

給付期間
15ヶ月／最大24ヶ月



(例3)基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に公共職業訓練(24ヵ月)を受講した者
(介護福祉士、保育士になりたい者が訓練を受講する場合)

給付期間
24ヶ月／最大24ヶ月



④適正な給付のための措置

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

④ 適正な給付のための措置についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 繰返し受給を防止する観点から、給付を受けた者がその後一定期間は受給できない仕組みを導入することについて
- 不正受給を防止する方策について

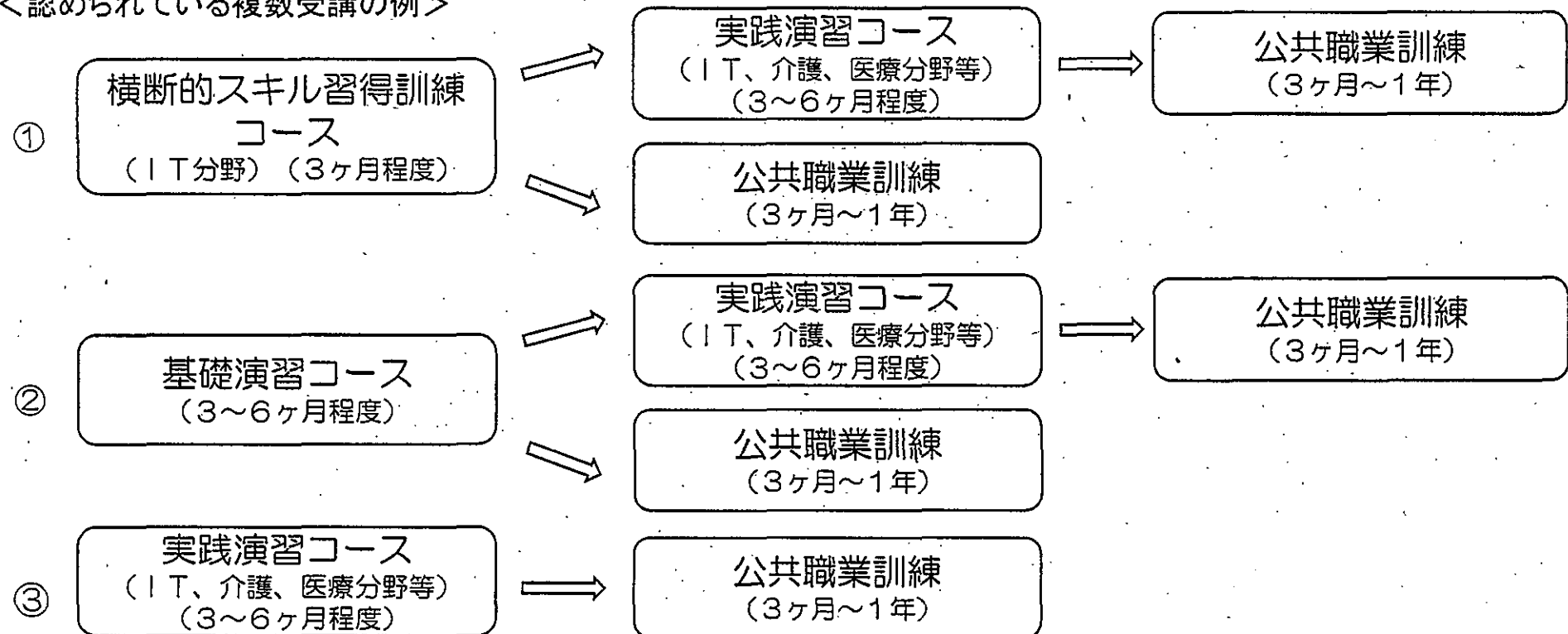
【これまでの主な議論】

- ・ 恒久化にあたっては、給付期間のインターバルをどのように置くのか考える必要がある。
- ・ 給付期間のインターバルは是非とも必要である。その上で、正当な事由がなくても求職活動を行わない求職者に対するペナルティとして、当該期間を延長するなどの措置を検討してもよいのではないか。
- ・ 給付のインターバルと訓練のインターバルを区別した上で、整理が必要ではないか。
- ・ 不正受給を行った場合における給付金の返還などの仕組みが必要。

緊急人材育成支援事業における利用制限について

- 基金訓練については、よりレベルの高い訓練を受講する場合に限り、連続して複数の訓練を受講することが認められており、同じレベルで別の内容の訓練を受講すること(介護の訓練を受講修了後、農業の訓練を受けるような場合)等は認められていない。
- 訓練・生活支援給付については、訓練を受講している2年間分を限度として支給することとされている。

<認められている複数受講の例>



公共職業訓練における受講制限について

- 公共職業訓練については、原則として、受講修了後1年間は受講のあつせんを受けることができない。(受講修了後1年以上は受講できない。)

<公共職業訓練の受講制限について>

